

社団法人 全国市有物件災害共済会通常理事会議事録

1. 日 時 平成24年6月18日(月) 午後1時30分

2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
日本都市センター会館 3階 コスモスホール

3. 出席者 理事38名中25名(代理者及び書面表決3名を含む。)
監事 4名中 1名
参与 1名

4. 日 程
開 会
理事長挨拶
議 題

1. 議案第1号 総会に提出する議案について
 - (1) 報告第1号 理事長の選出等について
 - (2) 報告第2号 平成23年度決算報告
 - (3) 報告第3号 東日本大震災等への対応について
 - (4) 総会議案第1号 平成24年度事業計画案
 - (5) 総会議案第2号 平成24年度収支予算案
 - (6) 総会議案第3号 平成25年度暫定予算案
 - (7) 総会議案第4号 役員補欠選任の省略について(案)
2. 議案第2号 還元融資規程の一部を改正する規程案について
3. 議案第3号 消防・防災施設整備事業等資金融資規程の一部を改正する規程案について
4. 議案第4号 公益社団法人移行に向けた本会のガバナンスに関する諸規程(案)及び社団法人全国市有物件災害共済会定款施行細則の廃止(案)について
 - 議案第4号-1 理事会運営規程(案)の制定について
 - 議案第4号-2 職務権限規程(案)の制定について
 - 議案第4号-3 保険手続きに関する事業の種類に関する規程(案)の制定について
 - 議案第4号-4 文書管理規程(案)の制定について
 - 議案第4号-5 公印規程(案)の制定について
 - 議案第4号-6 情報公開規程(案)の制定について
 - 議案第4号-7 個人情報保護に関する基本方針(案)の制定について
 - 議案第4号-8 個人情報保護に関する規程(案)の制定について
 - 議案第4号-9 リスク管理規程(案)の制定について
 - 議案第4号-10 情報システム管理規程(案)の制定について
 - 議案第4号-11 事務局設置規程(案)の制定について
 - 議案第4号-12 職員就業規則(案)の制定について
 - 議案第4号-13 職員倫理規程(案)の制定について
 - 議案第4号-14 コンプライアンス規程(案)の制定について
 - 議案第4号-15 公益通報者の保護に関する規程(案)の制定について
 - 議案第4号-16 会計処理規程(案)の制定について
 - 議案第4号-17 資産運用管理規程(案)の制定について
 - 議案第4号-18 営繕積立資産の設定、管理及び処分に関する規程(案)の制定について
 - 議案第4号-19 減価償却引当資産の設定、管理及び処分に関する規程(案)の制定について
 - 議案第4号-20 退職給付引当資産の設定、管理及び処分に関する規程(案)の制定について
 - 議案第4号-21 契約規程(案)の制定について
 - 議案第4号-22 定款施行細則の廃止(案)について
5. 報告第1号 経営計画「チャレンジ2011」の取組みについて
6. 報告第2号 公益社団法人移行認定に係る状況について

閉 会

5. 理事長挨拶

開会にあたり、阿部孝夫理事長（川崎市市長）は、次のように挨拶をした。

挨拶
(別紙参照)

6. 議事の要領

阿部理事長は、議長としてこれより議事に入る旨を宣言し、議事録署名者に岡本雅博常務理事を指名。

阿部議長は、議案の審議に入る前に本日の総会の順序について常務理事の説明を求めた。

岡本雅博常務理事は、「本日の総会の開催場所は、当会場隣のコスモスホールにて開催いたします。開会の時間は、午後2時50分でございます。

議案といたしましては、報告第1号『平成23年度決算報告』、議案第1号『平成24年度事業計画案』、同第2号『平成24年度収支予算案』、同第3号『平成25年度暫定予算案』、及び同第4号『役員補欠選任の省略について（案）』のご審議をお願いするとともに、本理事会における議案の審議結果等につきましてご報告することにいたしております。

以上が総会の議事でございますが、所要時間は概ね60分の予定でございます。全日程が終了いたしますのは、午後3時50分頃の予定でございます。」

阿部議長は、「ただ今説明した本日の総会の順序について質疑はないか。」と尋ねたが、質疑なく、よって議長は「質疑がないので、ただ今説明した順序で総会の議事を進めたい。」と述べた。

次いで、阿部議長は、理事会議案第1号「総会に提出する議案について」を議題とし、まず報告第1号「理事長の選出等について」、報告第2号「平成23年度決算報告」、報告第3号「東日本大震災等への対応について」併せて常務理事の説明を求めた。

理事会議案第1号

総会に提出する議案について

定款第25条の規定に基づき、総会に提出する議案を別紙のとおり決定するものとする。

平成24年6月18日提出

社団法人 全国市有物件災害共済会
理事長 阿部 孝夫

(別紙)

報告第1号	理事長の選出等について
報告第2号	平成23年度決算報告
報告第3号	東日本大震災等への対応について
議案第1号	平成24年度事業計画案
議案第2号	平成24年度収支予算案
議案第3号	平成25年度暫定予算案
議案第4号	役員補欠選任の省略について（案）
報告第4号	還元融資規程の一部改正について
報告第5号	消防・防災施設整備事業等資金融資規程の一部改正について
議案第6号	公益社団法人移行に向けた本会のガバナンスに関する規程及び社団法人全国市有物件災害共済会定款施行細則の廃止について
議案第7号	経営計画「チャレンジ2011」の取組みについて
議案第8号	公益社団法人移行認定に係る状況について

岡本常務理事は、報告第1号について次のように説明した。

「ただ今、案件となりました総会報告第1号『理事長の選出等』につきまして、ご説明申し上げます。

昨年12月18日付で前理事長が退任された後、理事の方々から、『現在、本会は公益社団法人への移行認定申請中であり、ガバナンス確保の観点から、理事長を選出すべきである。』とのご意見が出されましたことから、平成24年1月23日に開催されました臨時理事会におきまして、理事長職務代理者でいらっしゃいます、阿部孝夫理事が推薦、選出され、理事長に就任されました。

なお、理事長職務代理者につきましては、その任期が本会の公益社団法人への移行を受けるまでの期間にとどまりますため、指定を行わないこととなりました。

以上が『理事長の選出等について』のご説明でございます。

続きまして、総会報告第2号『平成23年度決算報告』につきまして、『平成23年度決算の大要』により、その主な点につきまして、ご説明申し上げます。なお金額につきましては、『千円単位』で表記しております。

はじめに、1の『会員の状況』ですが、全国787市のうち会員市数は678市でございます。

次に、2の『事業の概況』につきましては、1から3ページに記載しております。

まず、共済事業でございますが、建物総合損害共済の契約件数は、25万3,612件で、前年度に比べ、0.9%の増加、解約による返戻金を差し引きました実質収納分担金額は、49億3,195万9千円となり、前年度に比べ19.9%減少いたしました。これは、損害率の検証等に基づきまして、分担金基率を約19%引き下げたことによるものでございます。

これに対しまして、共済金の支払件数は、3,111件で、前年度に比べ22.6%増加いたしました。支払金額は23億7,225万1千円で、16%の減少となりました。損害率は、分担金基率を引き下げましたことにより、前年度に比べまして、2.3ポイント上昇しました。

支払件数の増加にもかかわらず、支払金額が大幅に減少いたしました主な原因は、前年度に、1件で約6億700万円余となる、高額な災害共済金の支払いがありましたことによるものです。

また、年度末現在、災害の発生につきご報告いただいておりますものの、年度内に支払いに至らなかった共済金額を見積っております。支払備金につきましては、50億6,400万円となり、前年度に比べ、21.3%減少しました。

次に、自動車損害共済でございますが、契約台数は、19万6,015台となり、対前年度比0.4%、実質収納分担金額は、32億1,844万5千円となり、対前年度比0.6%、それぞれ増加いたしました。

これに対しまして、共済金の支払件数は、1万4,720件となり、対前年度比5.9%、支払金額は、23億3,809万8千円となり、対前年度比8.2%、それぞれ増加いたしました結果、損害率は、前年度に比べ、5.1ポイント上昇いたしました。

また、支払備金は、前年度に比べ、1.9%減少しました。

なお、建物・自動車、両共済の合計を、③の欄に記載いたしております。

次に、2ページの『その他の事業』をご覧ください。

①の還元融資事業でございますが、当期融資額は、前年度に比べ、12.1%減の85億4,610万円となりました。この結果、平成23年度末での融資残額は471億6,326万6千円となりました。

次に、②の日本都市センター会館、③の防災専門図書館、④の協助金でございますが、記載のとおりとなっております。

3ページにまいりまして、⑤の道路賠償責任保険取扱業務並びに、⑥の自動車損害賠償責任保険代理店業務は、それぞれの手数料収入を記載いたしております。

次に、⑦には、日本都市センター会館にかかる収支状況を記載しております。

今年度は、前年度とほぼ同額の5億1,174万円の収益となりました。

次に、⑧の地震災害見舞金でございますが、昨年の総会におきまして、ご承認いただきました『東日本大震災等にかかる地震災害見舞金の特例措置』と、地震災害見舞金現行制度分とを合わせて、平成22年度中に発生しました地震災害等により、交付させていただきました被災市総数184市に対して、151億8,926万円を交付いたしました。

以上が事業の概況でございます。

次に、4ページの『資産の状況』をご覧ください。

平成23年度は、公益社団法人移行の準備に向け、その要件に適合いたしますよう、公益法人制度改革に造詣の深い公認会計士とも協議しながら、内容を大きく見直しました。資産につきましては、流動資産が、現金預金、未収金等の合計で、43億7,918万8千円となりました。

固定資産のうち、特定資産に新たに還元融資資産の科目を設け、485億円という枠を定め、前年度まで流動資産の『1年以内に償還予定の還元融資金』及びその他固定資産の『還元融資金』を、特定資産に移管いたしました結果、特定資産の合計は581億8,000万円となりました。

その他固定資産の合計は、会館資産等153億8,003万5千円で、固定資産合計は735億6,003万5千円となり、この結果、資産合計といたしましては、779億3,922万4千円となりました。

資産合計が前年度に比べ、133億7,739万2千円減少しておりますが、これは主として、東日本大震災等にかかる地震災害見舞金の交付による減少でございます。

また、負債につきましては、流動負債の主なものは、支払備金、責任準備金、異常危険準備金など共済事業に係る準備金でございますが、このうち、異常危険準備金の内容を大きく見直しました。

公益社団法人移行において、新たに施行する『異常危険準備金に関する規程』に予め対応するため、これまで積み立てられておりました異常危険準備金を一旦、全額取崩しましたうえで、今年度の正味財産の増加相当額を繰入れました。その結果、流動負債は、合計で113億164万7千円となり、これに退職給付引当金を合わせた負債合計では122億970万4千円となり、前年度に比べ133億7,739万3千円減少しました。

この結果、期末の正味財産合計額は、657億2,951万9千円となっております。

次に、5ページの『正味財産の増減』をご覧ください。

正味財産増減計算は、企業会計における、損益計算書にあたるものでございます。

経常収益は、134億6,608万4千円となり、前年度に比べ、3億4,445万1千円の増加となりました。

これに対しまして、経常費用は、164億8,626万8千円となり、前年度に比べ32億8,913万円の増加となりました。

この増加の主な原因としましては、東日本大震災等への地震災害見舞金の現行制度分の交付によるものでございます。

続きまして、経常外収益ですが、先ほどもご説明しました、昨年度までの異常危険準備金の積立額の全額149億1,900万円を取崩し、計上いたしております。

経常外費用につきましては、東日本大震災等への特例措置の地震災害見舞金など、合計118億9,881万5千円となりました。

なお、正味財産増加相当額を全額、異常危険準備金に繰り入れましたため、当期正味財産の増減額は、ございません。

次に、6ページの『収支の状況』をご覧ください。

収入支出の総額でございますが、収入合計が669億6,309万3千円、支出合計が758億4,425万8千円となり、当期収支差額はマイナス88億8,116万5千円となりましたが、前期繰越収支差額の132億1,044万7千円を加えました、次期繰越収支差額は、43億2,928万2千円となりました。

なお、7ページ以降の『主要な科目』ですが、『事業の概況』で説明しておりますため、ここでの説明は、省略させていただきます。

なお、この平成23年度決算につきましては、清泉監査法人による会計監査を受け、財務諸表、収支計算書などの書類が適正に表示されている旨の監査報告を、去る5月1日付で頂いております。

以上、『平成23年度決算』につきまして、その大要をご説明申し上げます。

続きまして、総会報告第3号『東日本大震災等への対応』につきまして、ご説明申し上げます。

まず、改めまして、東日本大震災によりお亡くなりになられた全ての方々に対し、心から哀悼の意を表すものでございます。また、甚大な被害に遭われた住民の皆様をはじめ、各市に対し、心からお見舞い申し上げます。

本会といたしましては、昨年の通常総会におきましてご承認いただきました、『経常事業を確実に実施しながら、でき得る限りの対応を行う』ことを基本認識とし、昨年4月中に贈呈いたしました『緊急救援金』のほか、『地震災害見舞金（現行制度分）及び地震災害見舞金（特例措置分）』として、東日本大震災等により被災された182市に対し、総額で151億8,805万円を、平成23年度末までに全て交付いたしました。これにより、被害総額約2,213億8,800万円に対する平均交付率は、約6.9%となっております。

また地震災害見舞金の交付に際しましては、理事会のご承認もいただきながら、14市に対しまして10億4,000万円の内払いを行いましたほか、被災された共済委託市の事務負担を軽減いたしますため、交付手続きの簡素化を図りました。

この他、2ページにまいりまして、地震に加え、巨大津波により、とりわけ甚大な被災をされました15市に対し、平成23年度における建物並びに自動車の共済基金分担金を免除いたしました。

なお、昨年6月の総会以降の議案、報告に関するご審議の状況を記しておりますので、ご参照ください。

以上、『東日本大震災等への対応』につきまして、ご説明申し上げます。」

と報告説明。

阿部議長は、「ただ今ご説明申し上げます報告第2号『平成23年度決算報告』につきましては、監事市長の監査を経たので、その結果を監事の上田市長から報告していただく。」と述べ、母袋創一監事（上田市長）の報告を求めた。

母袋監事は、「それでは、『平成23年度決算監査結果』につきまして、ご報告申し上げます。私、上田市長の母袋でございます。

報告第2号決算報告書の40ページをご覧ください。監事でございます石見 姫路市長、松井 掛川市長、佐藤 宇都宮市長、及び私と、理事長から提出された平成23年度の貸借対照表、正味財産増減計算書等の財務諸表及び収支計算書などを審査いたしました。

審査に際しましては、事務局からも説明を聴取し、また公認会計士からの監査報告書を参照していくなかで、平成23年度の事業、経理は適正に運営処理されており、貸借対照表、正味財産増減計算書等の財務諸表及び収支計算書などの諸報告はいずれも正確であると、このように認めましたので、ここにご報告させていただきます。以上です。」と報告。

阿部議長は、「ただ今の常務理事の説明並びに、監査報告をいただいた報告第2号『平成23年度決算報告』について質疑はないか。」と尋ねたが、質疑、意見ともなく、議長は「質疑等がないので、本件は承認いただいたものと認めて異議はないか。」と諮ったが、異議なく、よって議長は「異議がないので、報告第2号及び第3号については原案どおり承認いただいたものと認める。」と宣言。

次に、総会議案第1号「平成24年度事業計画案」及び総会議案第2号「平成24年度収支予算案」について、併せて常務理事の説明を求めた。

岡本常務理事は、総会議案第1号について、次のように説明した。

「それでは、ただいま案件となりました、総会議案第1号『平成24年度事業計画案』につきまして、お手許の『平成24年度事業計画案』により、ご説明申し上げます。

本会をご案内のように、地方自治の健全な発展と、住民福祉の向上を目的として、全国の各市が万が一の災害による損害を相互に救済するため、共同で設立された法人であります。

本年度は、現在、内閣府公益認定等委員会において審査中であり、公益社団法人移行ののち、これまでに増して、安定的な住民生活のセーフティネットとして役割を確実に担ってまいりますため、諸態勢の整備をさらに進めてまいります。

まず1の、『地方自治法第263条の2の規定に基づく相互救済事業』でございますが、建物総合損害共済につきましては、昨年度、平均で約19%となります分担金基率の引下げを実施いたしました。本年度も、確実に事業を実施してまいります。

自動車損害共済につきましては、平均で約6%となります分担金基率の引下げを実施いたします。

なお、本年度における東日本大震災への対応につきましては、地震に加え巨大津波により甚大な被災をされた市等におけます、とりわけ厳しい状況等を鑑みまして、改めて理事会、総会の承認をいただきましたうえで、実施したいと考えておりますが、今年度収支予算案におきまして、所要の措置を行っております。

次に、2の『防災に係る調査研究及び普及啓発事業』でございますが、ごみ処理施設等の効果的な事故予防策、及び事故発生時の対応策に関する調査研究につきまして、引き続き取り組んでまいりますほか、落雷事故の被害軽減策の調査研究につきましては、被害軽減対策の実証実験に取り組むこととしております。

次に、これまで『還元融資事業』といたしておりました、3の『消防・防災施設整備事業等資金融資事業』でございますが、本年度も低廉な利率で、可能な限り、より多くの共済委託団体にご活用いただけますよう、利用促進に努めてまいります。

次に4の『防災専門図書館事業』でございますが、公益社団法人移行に向けて、おかげさまで15万冊余りを数えるに至りました、防災に関する図書資料等を、より多くの方々にご活用いただけますよう、防災や専門図書館経営に造詣の深い専門家の方にご参画いただき、『防災専門図書館に関するあり方検討委員会』を設置し、検討を進めてまいります。

次に5の『防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業』でございますが、今年度も11月に、地域防災の推進に尽力されておられるNPO法人との共催で、『第14回都市防災推進セミナー』及び『第6回日本耐震グランプリ』を開催いたしますほか、全国的な観点から、安全、安心のまちづくりの提言や政策研究を行われている、全国市長会、全国市議会議長会及び公益財団法人日本都市センター、並びに同じく全国的な規模で、防災、減災に従事されておられる消防団活動、及びその後継者として期待される少年消防クラブ活動の活性化に尽力されておられる、財団法人日本消防協会及び財団法人日本防火協会に対し、助成を実施してまいります。

次に6の『日本都市センター会館事業』でございますが、本会の公益社団法人移行に向けて、その主要な収益事業として位置づけられますことから、経営改善を図りますため、本会が直接、その経営に当たります。

また、都市センターホテルにつきましても、改めて運営委託事業者の選定を行い、株式会社ロイヤルホテル及び株式会社東京ロイヤルホテルと、新たな内容による運営委託契約を締結しました。

本年度からは、いっそうの収益確保を図りますため、ホテルの経営状況を把握するスキームを確立いたしますとともに、利用促進にもさらに努めてまいります。

最後に7の『全国各市の利便に資する保険手続きに関する事業』でございますが、公益社団法人移行後の『収益事業』としての位置づけを再確認し、道路賠償責任保険の取扱業務及び自賠責保険代理店業務を実施してまいります。

以上が、『平成24年度事業計画案』ご説明でございます。

引き続きまして、総会議案第2号『平成24年度収支予算案』につきまして、お手許の『平成24年度収支予算（案）の概要』により、ご説明申し上げます。

前年度の予算編成におきまして、公益社団法人への移行認定申請にかかる準備のため、特定資産の見直しなど大幅な改定を行っておりますことから、収入・支出とも、対前年度で大きな変動がございます。

また、平成24年度からの日本都市センター会館の直接経営に伴います科目体系の見直しや、勘定科目名の変更等を行いましたので、比較対象となります前年度の予算額につきましても、可能な限り、新しい科目体系に置き換えて表記いたしております。

なお、事業活動収支の部は、相互救済事業等、本会の事業活動によって生じる収支の状況を、投資活動収支の部は、特定資産および固定資産等の増減に伴う収支の状況をあらわしております。

金額につきましては、『千円単位』で表記いたしております。

はじめに、1.の『収入支出の総額』につきまして、ご説明申し上げます。

まず、収入の部でございます。

事業活動収入計は114億5,421万9千円、投資活動収入計は2億8,422万円、合わせて収入合計は、117億3,843万9千円を計上しております。

次に、支出の部でございます。

事業活動支出計は115億2,537万8千円、投資活動支出計は15億6,758万4千円、これに予備費支出3億円を加えた支出合計は、133億9,296万2千円を計上しております。

この結果、当期の収支差額は、マイナス16億5,452万3千円となり、前期繰越収支差額の43億2,928万1千円と合わせますと、次期繰越収支差額は26億7,475万8千円となる見込みでございます。

次に、2ページをお開きください。

2. の『主要な科目』につきましてご説明申し上げます。

なお、この『主要な科目』には、収入、支出の主な項目のみを記載しておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

はじめに、1. 事業活動収支の部のうち、1の事業活動収入でございます。

特定資産運用収入は、4億117万8千円を計上しております。

次に事業収入のうち、相互救済事業収入は、これまでの『実質収納分担金収入』から勘定科目名を変更したものでございまして、建物分担金収入48億4,300万円、自動車分担金収入29億5,300万円、合わせまして、77億9,600万円を計上しております。なお、自動車分担金収入につきましては、分担金基率の引き下げ相当分が減少いたしております。

会館収入は、日本都市センター会館の収益金として31億9,700万円を計上しております。東日本大震災以降の状況等を反映し、ホテルの収入につきまして減収が見込まれますため、前年度より減少いたしております。

保険手続収入は、受取手数料収入から勘定科目名を変更したものでございまして、自賠責手数料収入及び道賠責手数料収入の合計、5,220万円を計上しております。

次に、2. の事業活動支出でございます。

事業費支出のうち、災害共済金支出は、相互救済事業の収入予算に対しまして一定の損害率を見込み、建物につきましては85%相当の41億1,700万円、自動車につきましては、70%相当の20億6,800万円、合わせまして61億8,500万円を計上しております。

なお、万が一、災害の多発によりまして、災害共済金支出の予算額に不足を生じるような事態になりました場合には、必要な補正を行い対処することとしております。

続きまして、損害調査等費用支出は、折衝中の事故処理にかかります弁護士費用等といたしまして、4,993万2千円を計上しております。

地震災害見舞金支出は、平成23年度に発生しました秋田県内陸北部、宮城県沖、長野県中部及び広島県北部を震源とする地震に対するものでございまして、4,990万円を計上しております。

分担金免除費支出は、東日本大震災におきまして、地震に加え巨大津波により甚大な被災をされた15市より、先般、本年度の共済基金分担金に係る免除の要望書をいただきましたこともあり、その実施につきましては、改めて理事会、総会にお諮りすることといたしますが、予算上、2億111万円を計上したものでございます。

防災専門図書館費支出は、図書購入および情報検索サービスの充実など、図書館業務に係る経費といたしまして1,142万3千円を計上しております。

協助金支出は、全国的な観点から、安全、安心のまちづくりの提言の実施や政策研究、あるいは地域防災、減災において活動の基軸となります消防団活動の活性化等にかかわっておられます、全国市長会に7,000万円、全国市議会議長会に3,500万円、日本消防協会に1,000万円、日本防火協会に1,500万円、公益財団法人日本都市センターに1億2,000万円、合わせて2億5,000万円を助成いたしますため、計上しております。

会館運営費支出等は、ホテル運営委託費、会館建物の機械運転保守費及び光熱水道費等、日本都市センター会館の運営費用でございまして、22億3,504万5千円を計上しております。

事業費における人件費及び物件費は、21億3,552万2千円を計上しております。

なお前年度に比べ、3億8,843万9千円増加していますが、これは日本都市センター会館建物の外壁清掃、及び防水シール工事等を実施いたしますため、営繕費が増加することが主な要因でございます。これに、その他の事業費支出を加えた事業費支出の合計は、112億5,429万円でございます。

次の管理費支出は、法人運営のための経費といたしまして、2億7,108万8千円を計上しております。前年度に比べ、2,840万3千円減少しております。

経費支出の執行に当たりましては、なお一層の節減と効率化に努めて参ります。

次に、3ページをご覧ください。

2. 投資活動収支の部のうち、1の投資活動収入でございます。

特定資産取崩収入の主なものは、退職給付引当資産取崩収入3,000万円、営繕積立資産取崩収入2億円、合わせて2億

3,000万円余を計上しております。

その他返還金収入は、差入保証金等の返還予定額 851万4千円を計上しております。

預り保証金収入は、都市東京事務所等、貸室の敷金 4,570万5千円を計上しております。

続きまして、2の投資活動支出でございます。

特定資産取得支出は、退職給付引当資産取得支出 4,900万円、減価償却引当資産取得支出 6億6,000万円、合わせて7億900万円を計上しております。

固定資産取得支出は、会館資産および事業資産取得にかかります所要見込額 1億337万8千円を計上しております。この他、投資有価証券取得支出に 7億円、その他貸付金支出に 5,220万6千円、預り保証金返還支出に 300万円をそれぞれ計上しております。

予備費支出につきましては、前年度と同額の 3億円を計上しております。

以上、『平成24年度事業計画案』及び『平成24年度収支予算案』につきまして、ご説明申し上げました。何卒、宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。」と報告説明。

阿部議長は、「ただ今説明した総会議案第1号及び総会議案第2号について、質疑または意見はないか。」と尋ねたが、質疑、意見ともなく、議長は「質疑等がないので、本件は承認いただいたものと認めて異議はないか。」と諮ったが、異議なく、よって議長は「異議がないので、総会議案第1号『平成24年度事業計画案』及び総会議案第2号『平成24年度収支予算案』はいずれも原案どおり承認いただいたものと認める。」と宣言。

次に、総会議案第3号「平成25年度暫定予算案」について、常務理事の説明を求めた。

岡本常務理事は、総会議案第3号について、次のように説明した。

「それでは、ただいま案件となりました、総会議案第3号『平成25年度暫定予算案』につきまして、お手許の『平成25年度暫定予算案』により、ご説明申し上げます。

平成25年度予算は、本会が平成24年度中に公益社団法人に移行いたしました場合には、移行後の理事会におきまして決定されるものでございますが、現時点におきましては、移行時期が未定でございますため、暫定予算案として上程いたしました。

暫定予算の作成要領は、平成25年4月1日から6月30日までの期間につきまして、収入は過去の実績を考慮し、支出のうち、災害共済金支出をはじめとする事業費支出に関しましては、過去の実績を考慮し、管理費支出は、経常的義務的経費を計上しております。

1ページをご覧ください。

はじめに、I事業活動収支の部 のうち1.事業活動収入でございます。

1.の特定資産運用収入は、特定資産に係ります、暫定予算の期間中における利子収入の予定額で、合計 1,498万1千円を計上しております。

2.の事業収入は、70億6,970万3千円を計上しておりますが、その内訳といたしましては、相互救済事業収入 62億3,908万8千円、会館収入 7億9,925万円及び保険手続収入 3,136万5千円を、それぞれ過去の実績を考慮し、計上しております。これに、3.雑収入 40万8千円を加えました、事業活動収入の合計は70億8,509万2千円でございます。

続いて 2.事業活動支出 でございます。

3ページをご覧ください。

まず、1.事業費支出でございますが、1.災害共済金支出のうち、建物共済金支出は 20億5,850万円を、自動車共済金支出は 10億3,400万円を、それぞれ過去の実績を考慮して計上しております。

以下、2.損害調査等費用支出、3.地震災害見舞金支出、4.調査研究費支出につきまして、それぞれ過去の実績に基づき計上しております。

8.協助金支出は、全国市長会、全国市議会議長会、日本消防協会、日本防火協会及び公益財団法人日本都市センターに対する協助金を計上しております。

4ページに移りまして、日本都市センター会館を運営するための必要経費につきまして、9.会館運営費支出から 15.会館都市情報関係諸費支出におきまして計上しております。

これに、事業費に該当する給料手当等の人件費及び経費を加えました、事業費支出の合計額は、3ページのはじめにありますように 45億3,081万9千円でございます。

次に、6ページをご覧ください。

2.の管理費支出 6,619万3千円でございますが、これは、事業費に該当しない人件費及び経費で、それぞれ必要最小限の経常的な義務的経費を計上しております。

その結果、事業活動支出は、8ページ下から 2段目にありますように、合計 45億9,701万2千円でございます。

次に、9ページをご覧ください。

投資活動収支の部ですが、1の投資活動収入につきましては、特定資産取崩収入、投資有価証券償還収入、その他返還

金収入及び預り保証金収入の合計で、731万1千円を計上しております。

10ページの2 投資活動支出 につきましては、その他貸付金支出及び預り保証金返還支出の合計、5,322万1千円を計上しております。

以上、『平成25年度暫定予算案』につきまして、ご説明申し上げます。

何卒、宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。」と議案説明。

阿部議長は、「ただ今説明した総会議案第3号について、質疑又は意見はないか。」と尋ねたが、質疑、意見ともなく、議長は「質疑等がないので、本件は承認いただいたものと認めて異議はないか。」と諮ったが、異議なく、よって議長は「異議がないので、本件は原案どおり承認いただいたものと認める。」と宣言。

次に、総会議案第4号「役員補欠選任の省略について(案)」について、常務理事の説明を求めた。

岡本常務理事は、総会議案第4号について、次のように説明した。

「それでは、ただいま案件となりました、総会議案第4号『役員補欠選任の省略について(案)』につきまして、お手許の『役員補欠選任の省略について(案)』により、ご説明申し上げます。

本会では、現行定款におきまして、役員任期が2年となっており、任期途中において退任され、欠員が生じた際には、理事会において役員候補者を決定いただき、総会におきまして選任いただいております。

しかしながら、本会の公益社団法人移行が認定された場合、補欠選任された役員任期が、現行の特例民法法人としての期間にとどまりますこと、また現在、理事の定数が41名となっておりますところ、欠員の方は3名であり、定足数を満たしておりますことから、このたびは、役員を補欠選任しないことにいたしたく存じます。

以上、『役員補欠選任の省略について(案)』につきまして、ご説明申し上げます。何卒、宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。」と議案説明。

阿部議長は、「ただ今説明した総会議案第4号について、質疑又は意見はないか。」と尋ねたが、質疑、意見ともなく、議長は「質疑等がないので、本件は原案どおり承認いただいたものと認めて異議はないか。」と諮ったが、異議なく、よって議長は「異議がないので、本件は原案どおり承認いただいたものと認め、報告第1号から第3号、及び総会議案第1号から第4号までを本日の総会議案とすることに決定して異議はないか。」と諮ったが、異議なく、よって議長は「異議がないので、それぞれ原案のとおり本日の総会議案とすることに決定した。」と宣言。

次に、議案第2号「還元融資規程の一部を改正する規程案について」及び議案第3号「消防・防災施設整備事業等資金融資規程の一部を改正する規程案について」併せて常務理事の説明を求めた。

岡本常務理事は、議案第2号及び議案第3号について、次のように説明した。

「それでは、ただいま案件となりました議案第2号『還元融資規程の一部を改正する規程案』につきまして、お手許の『還元融資規程の一部を改正する規程案要綱』により、ご説明申し上げます。

本会では、現在実施しております還元融資事業につきましては、公益社団法人移行後の公益目的事業に適合いたしますよう、事業の内容を見直しますとともに、事業名につきましても「消防・防災施設整備事業等資金融資事業」と改め、住民のセーフティネットの役割を担う、防災、減災に資する事業であることを、より明確にすることとし、平成23年9月の臨時理事会におきまして、本会の公益社団法人移行後に施行されることとなります改正規程につきましても、ご承認をいただいたところでございます。

このたびの改正は、本会が未だ公益社団法人への移行を果たしていない状況ではございますが、平成24年度に実施いたします還元融資事業におきましても、公益認定要件に適合いたしますための『融資要件の緩和』や、『安定的な融資を実施するための融資総額にかかる規定の見直し』などを先行して実施いたしますとともに、国の地方債制度の見直しに対応いたしますため、行うものでございます。

国の地方債制度の見直しへの対応につきましては、次の『消防・防災施設整備事業等資金融資規程の一部を改正する規程案』と同じ趣旨でございますので、そちらで併せてご説明申し上げます。

続きまして、議案第3号『消防・防災施設整備事業等資金融資規程の一部を改正する規程案』につきまして、お手許の『消防・防災施設整備事業等資金融資規程の一部を改正する規程案要綱』によりご説明申し上げます。

国の地方債制度の見直しでございますが、これは、平成24年度から地方債届出制度が導入され、一定の財政的な要件を満たす市におきまして、民間等資金に係る地方債を発行する際の手続きといたしまして、総務大臣又は都道府県知事との協議手続きが不要となります等、簡素化されたものです。

本会の融資は、国におきましては『民間等資金』として位置付けられており、この届出制度に対応する必要がありますことから、協議又は許可を前提としております融資の要件、提出書類に関する規定を改正いたしますとともに、融資に係る償還期間の表記を、財政融資金貸付金利に対応いたしますよう改めております。

なお、先ほどご説明申し上げます『還元融資規程の一部を改正する規程案』におきましても、同様の趣旨の改正を盛り込んでおります。

以上、議案第2号並びに議案第3号のご説明とさせていただきます。何卒、宜しくご審議賜りますようお願い申し

上げます。」と議案説明。

阿部議長は、「ただ今説明した議案第2号及び議案第3号について、質疑または意見はないか。」と尋ねたが、質疑、意見ともなく、議長は「質疑等がないので、本件はいずれも承認いただいたものと認めて異議はないか。」と諮ったが、異議なく、よって議長は「異議がないので、議案第2号『還元融資規程の一部を改正する規程案について』及び議案第3号『消防・防災施設整備事業等資金融資規程の一部を改正する規程案について』はいずれも原案どおり承認いただいたものと認める。」と宣言。

次に、議案第4号「公益社団法人移行に向けた本会のガバナンスに関する諸規程（案）及び社団法人全国市有物件災害共済会定款施行細則の廃止（案）について」常務理事の説明を求めた。

岡本常務理事は、議案第4号について、次のように説明した。

「それでは、ただいま案件となりました議案第4号『公益社団法人移行に向けた本会のガバナンスに関する諸規程（案）及び社団法人全国市有物件災害共済会定款施行細則の廃止（案）』につきまして、ご説明申し上げます。

本会の公益社団法人への移行対応に向けました諸規程の整備につきましては、昨年年第63回通常総会におきまして、定款の変更の案をご承認いただきまして以降、昨年9月に書面により開催されました、臨時理事会におきまして、移行認定申請書に直接関係いたします、本会の事業等に関する規程につきまして、ご承認いただいたところをごさいます、本理事会では、ガバナンスに関する諸規程（案）につきまして、お諮りさせていただきます。

お手許の『公益社団法人移行に向けた本会のガバナンスに関する諸規程（案）及び社団法人全国市有物件災害共済会定款施行細則の廃止（案）について』をご覧ください。

このように最初の1ページから4ページまでの22件と多数に上っておりますことから、恐縮ではございますが、そのポイントのみをご説明いたします。

なおいずれの規程につきましても、この後、行政庁から補正を求められました場合におきましては、その補正が軽微なときは、理事長にご一任いただきますよう、ご了承のほど宜しくお願い申し上げます。

それでは、規程案要綱をもってご説明申し上げます。

まず、理事会議案第4号の1『理事会等運営規程案要綱』でございます。本規程は、業務執行に係る決定権限を有することとなります理事会につきまして、適法かつ円滑適切な運営を図りますため、理事会の種類、構成、決議、議事録等に関しまして、規定いたしております。

次に、理事会議案第4号の2『職務権限規程案要綱』でございます。本規程は、理事会の下で本会の業務を執行いたします、役員及び職員の職務権限に関しまして、規定いたしております。なお、業務の項目や案件ごとの職務権限の区分を別表として記載しております。

次に、理事会議案第4号の3『保険手続きに関する事業の種類に関する規程案要綱』でございます。本規程は、公益社団法人移行後、収益事業として位置付けられます、道路賠償責任保険取扱業務及び自賠責保険代理店業務に関しまして、事業の内容、目的等に関しまして、規定いたしております。

次に、理事会議案第4号の4『文書管理規程案要綱』でございます。本規程は、本会が業務運営上取り扱います、文書等の管理につきまして、ガバナンスの確保を図る観点から、制定するものでございます。

次に、理事会議案第4号の5『公印規程案要綱』でございます。本規程も、本会が業務運営上取り扱います、公印の管理につきまして、ガバナンス確保を図る観点から、制定するものでございます。

次に、理事会議案第4号の6『情報公開規程案要綱』でございます。本規程は、本会の活動、運営及び財務に関する資料等の公開を通じ、本会の公正で開かれた活動の促進を図りますため、関連する事項につきまして規定いたしております。

次に、理事会議案第4号の7『個人情報保護に関する基本方針案要綱』でございます。本方針は、現在本会が掲げております『個人情報保護方針』を改め、本会が実施いたします事業全般におきまして適用できますよう、公益社団法人移行に向け、制定するものでございます。

次に、理事会議案第4号の8『個人情報保護に関する規程案要綱』でございます。本規程は、先にご説明いたしました『個人情報保護に関する基本方針』に基づき、個人情報の保護に関する基本的な事項等を規定いたしております。

次に、理事会議案第4号の9『リスク管理規程案要綱』でございます。本規程は、公益社団法人移行に際しまして、ガバナンスの確保をいっそう図りますため、発生の可能性がございます『リスク』、すなわち『損失の危険』の管理に関する事項等につきまして、規定いたしております。

次に、理事会議案第4号の10『情報システム管理規程案要綱』でございます。本規程は、今日の事業運営におきまして、必要不可欠な情報システムにつきまして、その管理に関する事項と、万が一事故等が派生した場合の対応等につきまして、規定いたしております。

次に、理事会議案第4号の11『事務局設置規程案要綱』でございます。本規程は、公益社団法人移行後に、理事会及び代表理事のもとで、本会の事業運営に当たります組織並びに職制等につきまして、規定いたしております。

次に、理事会議案第4号の12『職員就業規則案要綱』でございます。本規則は、公益社団法人移行にあわせ、これま

で職員の給与、勤務条件等の基本を定めておりました『職員基本規程』を廃止し、労働基準法に基づきます『就業規則』として、改めて整備するものでございます。

次に、理事会議案第4号の13『職員倫理規程案要綱』でございます。本規程は本会が今後、公益社団法人といたしまして、共済委託団体市等のもとより、住民、関係先の皆様の信頼を得てまいりますため、良好な組織風土を構築いたしますため、関係事項等につきまして、規定いたしております。

次に、理事会議案第4号の14『コンプライアンス規程案要綱』でございます。本規程は、今後、本会が事業運営に当たりますうえにおきまして、コンプライアンスを最優先といたしますことを定めておりますほか、関係事項等につきまして、規定いたしております。

次に、理事会議案第4号の15『公益通報者の保護に関する規程案要綱』でございます。本規程は、本会が今後、公益社団法人といたしまして、社会的信用をより高めてまいりますため、公益通報制度を導入することとし、通報者の保護をはじめ、通報窓口の整備等、関係事項につきまして、規定いたしております。

次に、理事会議案第4号の16『会計処理規程案要綱』でございます。本規程は、本会が、公益社団法人として相応しい会計処理の基本につきまして、必要な関係事項等を規定いたしております。

次に、理事会議案第4号の17『資産運用管理規程案要綱』でございます。本規程は、先にご説明申し上げました『会計処理規程』第25条に基づきまして、本会が保有する資産及びその他現金の運用、管理に関しまして、必要な関係事項等を規定いたしております。

次に、理事会議案第4号の18『営繕積立資産の設定、管理及び処分に関する規程案要綱』、同じく議案第4号の19『減価償却引当資産の設定、管理及び処分に関する規程案要綱』、及び同じく議案第4号の20『退職給付引当資産の設定、管理及び処分に関する規程案要綱』でございます。これらの規程は、本会が特定資産として保有いたします『営繕積立資産』、『減価償却引当資産』及び『退職給付引当資産』につきまして、その目的、繰入れ及び取崩し等、関係事項につきまして規定いたしております。

次に、理事会議案第4号の21『契約規程案要綱』でございます。本規程は、本会が事業運営におきまして実施いたします、契約にかかる関係事項等につきまして、規定いたしております。

最後に、理事会議案第4号の22、現行の『定款施行細則の廃止（案）について』でございます。本議案は、本会が移行認定を受けまして、公益社団法人の設立登記をなされた後、現行の定款の効力が失われますことから、施行細則につきましても、廃止手続きを行うものでございます。

以上、たいへん長くなりましたが、議案第4号のご説明とさせていただきます。何卒、宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。」と議案説明。

阿部議長は、「ただ今説明した議案第4号について、質疑または意見はないか。」と尋ねたが、質疑、意見ともなく、議長は「質疑等がないので、本件はいずれも承認いただいたものと認めて異議はないか。」と諮ったが、異議なく、よって議長は「異議がないので、議案第4号『公益社団法人移行のに向けた本会のガバナンスに関する諸規程（案）及び社団法人全国市有物件災害共済会定款施行細則の廃止（案）について』は、原案どおり承認いただいたものと認める。」と宣言。

次に、報告第1号「経営計画『チャレンジ2011』の取組みについて」及び報告第2号「公益社団法人移行認定に係る状況について」常務理事の説明を求めた。

岡本常務理事は、報告第1号について、次のように説明した。

「それでは、ただいま案件となりました報告第1号『経営計画「チャレンジ2011」の取組み』につきまして、お手許の『経営計画「チャレンジ2011」の取組みについて』ほかにより、ご説明申し上げます。

ご承知のように本会は、今を溯ること63年前の昭和24年1月に、当時の各市の熱心な取り組みを経て、地方自治法第263条の2に基づき、相互救済事業を実施するために共同して設立されました法人であり、以後、折々の社会経済情勢の変容によります、共済委託団体各市のご意向等も踏まえ、ご理解、ご協力を得ながら、今日に至っております。

このたび、『不特定かつ多数の者の利益を増進させる』ために事業を行います、公益社団法人への移行を機会とし、設立の原点に立ち返りますとともに、将来にわたり、共済委託団体をはじめ住民の皆様にとり、かけがえのない存在といたしまして、『都市における生活、活動のセーフティネットの役割を担って』まいりますため、本会の事業全般にわたって見直しますとともに、継続的改善を図るツールとしまして、経営計画『チャレンジ2011』を策定いたしております。

本計画の策定に際しましては、経営計画『チャレンジ2011』の本文9ページに掲げておりますように、昨年3月以来、本部ならびに支部事務局の職員を委員とする策定委員会を設置、開催いたしまして、お手許の『経営計画「チャレンジ2011」本文』並びに、『項目一覧』にございますように、34項目に及ぶ課題シートをまとめました。

現在、課題ごとに定めました対応部署、あるいは職場横断的に組織いたしました『プロジェクトチーム』におきまして、本年度末を目途といたしまして、具体的な取組み策を作成、確認することとしております。

『経営計画「チャレンジ2011」の取組みについて』の2ページをご覧ください。

先ほども申し上げましたように、本計画が、本会の組織運営における継続的改善を図るための『ツール』としての機能

を、確実に果たしてまいりますため、毎年度、本会内部はもとより、外部の方々にもご参画をお願いし、検証の場を設けてまいりますと考えております。

外部の検証の場には、外部の有識者のほか、会員市の代表の方々にも、参画をお願いしたいと考えております。その折には、皆様方におかれましても、何とぞご理解を賜り、ご参画いただきたいと考えておりますので、どうか宜しく申し上げます。

以上が、『経営計画「チャレンジ2011」の取組みについて』のご説明でございます。

引き続きまして、報告第2号『公益社団法人移行認定に係る状況』につきまして、お手許の『本会の公益社団法人移行認定審査等の状況について』により、ご説明申し上げます。

まず、昨年6月14日に開催されました通常総会以降におけます、本会の取組みの状況でございます。

昨年の通常総会におきまして、移行申請にかかる意思決定や定款の変更の案等のご承認をいただきました後、昨年9月9日に、書面にて開催されました臨時理事会におきまして、移行認定申請書その他、事業に関します規程等をご承認いただきました。そして、9月16日に内閣府公益認定等委員会に対し、移行認定申請を行っております。

本会の申請につきましては、内閣府公益認定等委員会のホームページにございます、申請法人用のサイトにおきましては、平成23年12月9日に『審査開始』との記載がなされております。

次に、内閣府公益認定等委員会における一般的な審査の流れでございます。

内閣府の公益認定等委員会委員は、民間出身の方7名で構成されております。

そのうち3名の方が『常勤』として委員会に詰めておられ、法人が移行認定申請を行いますと、常勤委員のどなたかが、当該法人の担当となられ、申請書類を読まれ、論点の確認がなされるようです。

その後、その論点につきまして、事務局と申請法人との間において、申請資料内容の確認や、追加資料の要請等を通じまして、論点の確認が行われるようでございます。そして論点の整理が終了いたしますと、委員全員が参加されます『委員会』に申請が上げられ、審査となります。その結果、『認定』ということになりましたら、内閣総理大臣に対し『答申』が出され、国より認定書が交付され、公益社団法人としての設立登記を行い、その後『公示』される運びとなっております。

本会の、平成24年6月15日現在におけます審査の状況でございますが、内閣府からのヒアリング等の連絡はございませんが、昨年12月、本年2月末及び本年5月初旬から6月現時点まで、移行認定申請書の内容等につきまして、電話ならびに電子メールによる照会等を行っております。

これに対しまして、内閣府の事務局からは、『4月1日付での移行認定を目指していた法人のうち、共済会は「課題」がある法人ということで、「改めて審査」ということになった。論点としては、1つは共済事業における公益性と、もう1つは会計面での申請書の適切性の2点』との情報が伝えられております。

本会といたしましては、去る5月初旬以降、会計面の論点につきまして、公益法人制度改革に造詣の深い公認会計士、あるいは弁護士の監修も得ながら、補充の説明資料を提出いたしております。

今後とも、本会の相互救済事業は、『共済』という『手法』を用いた事業でありますものの、その目的は『住民福祉の向上』であり、『不特定かつ多数の者の利益を増進』する『公益目的事業の要件』に合致しておりますことを、確実に説明してまいり所存でございますので、皆様方におかれましても、今後ともいっそうのご理解、ご支援賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に資料の2ページをご覧くださいませ。

ただいまご説明申し上げた審査の状況でございますが、審査の過程におきまして、現在提出しております移行認定申請書等につきまして、修正等、補正が指示される場合もございます。その際には誠に恐縮ではございますが、『書面による』場合もお含みいただきましたうえで、理事会を開催する必要がありますことにつきまして、ご留意願いたく存じます。

最後に、本会が今後、移行認定された場合の理事会及び総会の開催日程等でございますが、公益社団法人へ移行いたしますと、移行日前日までの決算と移行日以降の事業計画及び予算をご審議いただくため、理事会を開催する必要があります。

またその後、役員を選任等を行いますため、総会を開催する運びとなります。

現在のところ、8月1日までに、公益社団法人としての設立登記ができます場合には、先日来、移行後最初の理事に就任いただく予定の方々へのご日程の照会等行っておりますが、8月にも、『移行後最初の理事会』を開催する予定としております。

なお、誠に残念ではございますが、7月中旬までに、移行認定にかかる『答申』がなされない場合には、8月の理事会は開催することができず、ご覧の表にありますようなスケジュールに移ってまいります。移行後最初の理事にご就任を予定されているの方々には、重ね重ねご迷惑をおかけすることとなりますが、何とぞご理解賜りたいと存じます。

もちろん、公益社団法人への移行認定にかかる答申がございまして、設立登記の前日までは、現役員の体制で、その任に就いていただくと、そのようなことになっております。

以上、ご説明申し上げました。」と報告説明。

阿部議長は、「ただ今説明した報告第1号『経営計画「チャレンジ2011」の取組みについて』及び報告第2号『公益社団法人移行認定に係る状況について』、質疑はないか。」と尋ねたが、質疑、意見ともなく、よって議長は「議案第2号から第4号並びに、報告第1号及び第2号につきましては、本日の総会において、第1号議案と併せて報告いたすものと決定して異議はないか。」と諮ったが、異議なく、よって議長は「異議がないので、それぞれ本日の総会に報告いたすことに決定した。」と宣言。

次いで阿部議長は、長時間にわたる審議を謝し、午後2時50分閉会を宣言した。

社団法人 全国市有物件災害共済会
通常理事会

議 長

理 事 長

理 事

印

議事録署名者

理 事

印